

2012年(平成24年)3月9日

東日本大震災から1年を迎えるにあたって

兵庫県弁護士会

会長 笹野 哲郎

1 はじめに

東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から、3月11日でちょうど1年となる。

被災地は、徐々に復興の途についているものの、東日本大震災がもたらした被害が複合的かつ超広域的なものであったために、被災地及び被災者は、依然として数多くの課題に直面しており、出口の見えない苦悩が続いている。

東日本大震災が発生した直後から、当会は、1995年の阪神淡路大震災を経験した弁護士会として、これまでの復興支援への取組みから得られた教訓を活かし、被災者の方々に対してできる限りの支援を行うとともに、その時々に応じて必要とされる復興施策につき、各種の立法提言や声明を発信してきた。震災発生から1年目の節目にあたり、被災地及び被災者が現在直面している課題を明確にするとともに、これらの課題の解決に向けた取組みについて、以下のとおり声明を発する。

2 被災者本位の復興のために

昨年12月に東日本大震災復興特別区域法が施行され、地域の創意工夫を活かした復興を推進するために、規制・手続の特例措置、税・財政・金融上の支援措置を講じる復興特区制度が創設された。対象区域の都道府県、市町村は、「復興推進計画」を策定して国に申請し、認定を受けることにより、住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制・手続の特例や雇用創出に係る税制優遇措置等を受けられるようになった。また、被災地の復興まちづくりや産業基盤の復興等を図るため、「復興整備計画」制度において、防災集団移転促進事業等、このたびの激甚津波等の被害実態に対応した特例及び支援の予算措置等がとられた。

しかし、これらの復興事業等については、被災者にとっては、具体的に、いかなる事業手法により、いかなる地域で、いかなるプロセスにて住宅や生活を再建していくのが重要であり、その決定には困難が予想される。この場合、復興に関する制度や事業の計画策定や実施の過程は、あくまで被災者本位でなければならず、被災者のニーズに合った運用、実現が図られるべきである。

そして私たち弁護士には、他の専門士業等と連携して、権利関係の調整や合意形成のサポート、情報伝達等を通じて、被災者の意見の集約を支え、これらの意見が、適切に復興制度や事業の実現に反映されるよう、積極的

に支援していく責務がある。

3 原発賠償について

原発賠償については、現在、東京と郡山に設けられた原子力損害賠償紛争解決センターにおけるADR手続を中心とした解決が模索されている。各地の弁護士を中心としてADRの申立てがなされているところであるが、先日、第1号案件について和解が成立したとのことである。しかしながら、東京電力側が賠償の最低基準と考えられる政府の中間指針を前提とした考え方に固執し、センター提示の和解案を拒絶するなど、今後も原発事故の被害者にとって十分な解決がなされない懸念もあり、引き続き訴訟提起等による解決も見据えた取組みが必要である。

また、避難区域内に居住していた避難者のみならず、避難区域外に居住していた自主避難者への賠償も行われなければならないが、その基準は未だ不透明な部分が多く、弁護士による支援が強く求められるところである。

さらに、現時点では、郡山か東京のセンターに対してしかADRの申立てができない状況であるため、原発被害によって遠隔地に避難している被災者にとってはアクセスが困難な状況が続いている。最低限高等裁判所の管轄区域内に1つのパネルの設置が実現するよう、引き続き働きかけを行っていく必要がある。

4 広域避難者支援について

東日本大震災、特に原発事故による被害に特徴的な点として、避難者の避難先が日本全国に広がっている点が挙げられる。故郷から遠く離れているだけでなく、家族も離れ離れになっている場合も多く、広域避難者の心のケアが大きな課題となっている。本来、避難した先の自治体において避難者の情報共有が行われ、避難者同士の支え合いが実現するのが望ましいが、各自治体は、個人情報保護条例等を根拠に避難者の情報を開示することに対して消極的であり、未だ十分な情報共有がなされているとは言い難い。各自治体の個人情報保護条例の改正や災害時の個人情報の共有に関する法整備などが求められるところである。

また、自然災害時の避難者の権利や国・自治体の責任を明確化した広域避難者支援に関する法整備も検討すべきである。

5 被災債務問題への取組み

個人の被災債務からの解放については、個人版私的整理ガイドラインの策定により、一定の道筋がつけられ、通常の破産等の場合と比較して比較的多額の自由財産の拡張が認められるなど、被災者の状況に応じた柔軟な対応がなされつつある。その一方で、個人版私的整理ガイドラインの利用件数は未だ少ないと言わざるを得ず、制度の周知や運用改善についての取組みを継続する必要がある。

また、事業者の被災債務からの解放については、各県の産業復興機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による債権買取り等を通じた支援が現実化しつつあるが、実際に十分に機能するかどうかは、支援基準及び運用の適切さや金融機関の対応にかかっており、制度運用に関する

モニタリングが不可欠である。

6 次なる災害への備え

東日本大震災の経験を経て、被災者の応急的な支援や経済的な復興に向けた法制度に不十分な点があることが改めて明らかになった。日本列島は地震活動期に入っている。次なる災害への備えとしても、災害救助法の運用や被災者生活再建支援法等について至急見直しが必要となさなければならない。

当会は2011年(平成23年)3月15日付「東北地方太平洋沖地震・津波災害に関する緊急決議」において宣言したように、被災地弁護士会や関係団体と連携して、被災者の方々に対し、力の限りを尽くしてあらゆる支援を行い、上記の諸課題の解決に向けて積極的に取り組んでいくことを、あらためてここに誓う。

以 上